



## 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

**富山県告示第262号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県富山市新富町1-2-3

富山県いきいき物産株式会社

## 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

環日本海・東アジア諸国図販売業務における売払代金徴収事務

## 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

**富山県告示第263号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都江東区大島一丁目9番8号  
株式会社フクシ・エンタープライズ
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
環日本海・東アジア諸国凶販売業務における売払代金徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和8年4月1日

#### 富山県告示第264号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
大阪府大阪市西区靱本町1-9-15  
一般財団法人近畿富山会館
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
環日本海・東アジア諸国凶販売業務における売払代金徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和8年4月1日

**富山県告示第265号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
富山県射水市海王町1番地  
新湊うまいもん株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
環日本海・東アジア諸国間販売業務における売払代金徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和8年4月1日

**富山県告示第266号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル  
弁護士法人一番町綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

## 富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金徴収事務

## 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

## 富山県告示第267号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
道井 秀樹 富山市岩瀬天神町89-1	富山加入区 富山市（平成17年3月31日における富山市及び婦負郡婦中町の区域に限る。）及び射水市本江の区域	令和8年4月17日
網谷 一吉 富山市岩瀬天神町41番地		
松井 博和 富山市水橋常願寺 523番地		

## 富山県告示第268号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗



令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

モバイル解析用ソフトウェア 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年6月12日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下、「入札参加申込書等」）を(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって

行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加申込書等の提出期限

令和8年5月18日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年5月8日から同年5月15日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和8年5月22日 午前10時（郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により、令和8年5月21日午後5時15分までに4(1)の機関に必着するよう行わなければならない。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

令和8年5月22日 午前10時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和8年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県議会中継システム機器 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和8年11月1日から令和15年10月31日まで（84箇月）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

(3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

#### 5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法  
電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和8年5月26日（火）午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和8年5月8日（金）から令和8年5月19日（火）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和8年5月12日（火）午前11時00分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年6月5日（金）午前8時30分から令和8年6月9日（火）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和8年6月10日（水）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。

(4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

#### 11 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

